

令和 7 年度第 1 回金ヶ崎町子ども・子育て会議

日時：令和 7 年 9 月 30 日（火）

午前 10 時 00 分～11 時 30 分

場所：庁舎 4 階 大会議室

次 第

委嘱状交付

1. 開 会

2. 挨 捶

3. 役員選出

4. 報 告

（1）金ヶ崎町子ども・子育て支援事業計画の令和 6 年度実績報告、令和 7 年度取組について【資料 1】

5. そ の 他

6. 閉 会

○金ヶ崎町子ども・子育て会議条例

平成25年12月27日

条例第26号

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、町長の附属機関として、金ヶ崎町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援の関係団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

4 会長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求める、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（令和5年6月13日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年度金ヶ崎町子ども・子育て会議委員名簿

任期：委嘱の日～令和9年(2027年)3月31日

番号	団体名	役職名	委 員	区分
1	金ヶ崎町子育て支援センター利用者	—	佐藤 素未 サトウモトミ	保護者
2	金ヶ崎町立幼稚園・こども園研究協議会	南方幼稚園 PTA会長	佐藤 裕 サトウユタカ	保護者
3	金ヶ崎保育園保護者会	会長	阿部 光平 アベコウヘイ	保護者
4	金ヶ崎町P T A連絡協議会	三ヶ尻小学校 PTA会長	高橋 茂 タカハシシゲル	保護者
5	金ヶ崎町子育て支援センター	所長	渡辺 理恵 ワタナベリエ	従事者
6	金ヶ崎町幼稚園長会	六原幼稚園園長	千枝 徳三 チエダトクミ	従事者
7	社会福祉法人愛護会 金ヶ崎保育園	園長	松本 レイ子 マツモトレイ子	従事者
8	金ヶ崎町校長会（小学校）	西小学校校長	坂井 ふき子 サカイフキ子	従事者
9	社会福祉法人金ヶ崎町社会福祉協議会	理事兼事務局長	高橋 修 タカハシオサム	従事者
10	金ヶ崎町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	古川 美香 コクワミカ	関係団体
11	金ヶ崎企業クラブ	事務局	千葉 馬勝 チバマサル	関係団体
12	一般公募	—	小南 麻衣 コミナミマ依	公募
13	金ヶ崎町健康づくり推進協議会	会長	有住 純也 アリスミジュンヤ	その他
14	青少年育成委員会議	青少年育成委員	菅原 慎一 スガワラシンイチ	その他
15	奥州警察署金ヶ崎交番	所長	田村 一成 タムラカズナリ	その他

令和7度第1回金ヶ崎町子ども・子育て会議

出席者名簿

No.	所属名	職名	氏名	備考
1		町長	高橋 寛寿 たか はし かん じゅ	
2	教育委員会事務局	教育次長	稻葉 郁子 いな ば いく こ	関係課
3	教育委員会事務局	教育次長補佐	渡邊久美子 わたな べ むみ こ	関係課
4	教育委員会事務局	主査	菊地祥 きく ち しょう	関係課
5	教育委員会事務局	主事	佐々木俊太郎 さ さ き しゅんたろう	関係課
6	住民課	副主幹	内藤まゆみ ない とう まゆみ	関係課
7	生活環境課	主事	小原莉世 お 小 原 莉 世	関係課
8	商工観光課	係長	多田 麻衣子 た だ ま い こ	関係課
9	都市建設課	主事	及川眞人 おい かわ ま しん と う	関係課
10	中央生涯教育センター	係長	粟津文恵 あわ つ ふみ え	関係課
11	保健福祉センター	事務長補佐	宮栄司 みや 宮 栄 司	関係課
12	保健福祉センター	保健師	千葉修子 ち ば しゅう こ	関係課
13	子育て支援課	課長	梅田り佳 うめ た に か	事務局
14	子育て支援課	課長補佐	浅利英克 あさ うめ ひで かづ	事務局
15	子育て支援課	副主幹	菊地淑子 きく ち しゆく こ	事務局
16	子育て支援課	主査	高橋圭太 たか はし けい た	事務局
17	子育て支援課	主事	朝倉卓 あさ くら たく	事務局
18	子育て支援課	子育て支援相談員	石川みなみ陽 いし かわ みなみ ひ	事務局

子ども・子育て支援法 — 抜粋 —

平成24年法律第65号

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、
審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

→子ども・子育て会議

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

→特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）の利用定員を定めようとするときは、本会議において意見を聴かなければならない。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。

→特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育）の利用定員を定めようとするときは、本会議にて意見を聴かなければならない。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

→子ども・子育て支援事業計画の策定や変更をしようとするときは、本会議にて意見を聴かなければならない。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。